

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会

役職員の職務上の倫理に関する規程

2023 年 5 月 31 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の役員（常勤理事に限る。）及び協会に勤務する全ての職員（以下「役職員」という。）に職務に係る倫理を保持させることにより、協会の職務の執行が公正に行われることを担保し、もって協会に対する社会の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、「事業者等」とは法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 事業者等がその利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

3 この規程において、「利害関係者」とは、役職員が職務として携わる、売買、賃貸借、請負、準委任その他の契約に関する事務において、これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申し込みをしている事業者等及びこれらの契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者等をいう。ただし、役職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は役職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として事務総長が定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

4 役職員に協会内で異動があった場合において、過去 3 年間に就いていた職務に係る利害関係者も、その役職員の利害関係者とみなす。

5 特定の役職員の利害関係者が、その職に基づく影響力を当該役職員以外の他の役職員に行使させることにより自己の利益を図る目的で、当該他の役職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の役職員の利害関係者であるものとみなす。

(倫理監督者)

第 3 条 役職員の職務に係る倫理の保持を図るため、協会に倫理を監督する者（以下「倫理監督者」という。）をもって充てる。

- 2 倫理監督者は、総務部長とする。
- 3 倫理監督者は、各部に倫理監督者代行各 1 名を指名し、その者に職務権限の一部を委任することができる。

(倫理監督者の責務等)

第 4 条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 役職員からこの規程に関して相談等を受けた場合に、必要な指導及び助言を行うこと
- (2) 役職員が特定の者と社会の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、役職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと
- (3) 事務総長を助け、役職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと
- (4) 研修その他の施策により役職員の倫理感の醸成及び保持に努めること
- (5) この規程等に違反する行為があった場合にその旨を事務総長に報告すること

(倫理行動規範)

第 5 条 役職員は、みなし公務員であることをふまえ、その使命を自覚し、社会から疑惑や不信を招かないよう常に高い倫理観を持ち、次の各号に掲げる規範に反することがないように行動しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 役職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らや自らの属する又は属していた組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (3) 役職員は、法令及び協会の規程等（以下「法令等」という。）により与えられた権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の社会の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 役職員は、協会の公共的性格を自覚し、誠実かつ公正な職務の遂行について、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (5) 役職員は、勤務時間外においても、自らの行動が協会の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- (6) 役職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守し、適正に執行しなければならない。

(禁止行為)

第 6 条 役職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 利害関係者から供応接待を受けること

- (2) 利害関係者と共に麻雀などの遊技、ゴルフ又は旅行（職務のための旅行を除く。）をすること
 - (3) 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（中元、歳暮、せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること
 - (4) 利害関係者に本来自らが負担すべき債務を負担させること
 - (5) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること
 - (6) 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること
 - (7) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること
 - (8) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること
 - (9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること
- 2 前項の規定にかかわらず、役職員は次に掲げる行為を行うことができる。
- (1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること
 - (2) 概ね 20 人程度以上の者が出席する立食パーティー等（飲食物が提供される会合であつて立食形式又はこれに準ずる形式で行われるもののうち、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招く恐れがないと認められるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者とともに飲食をすること並びに利害関係者から飲食物の提供及び記念品の贈与を受けること
 - (3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること及び茶菓の提供を受けること
 - (4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）
 - (5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること
 - (6) 自己の飲食に要する費用を自ら負担して、利害関係者と共に飲食をすること（ただし、自己の飲食に要する費用の額が明らかであつて、適正な負担をする場合に限る。）
 - (7) 利害関係者が主催又は関与する団体から当該利害関係によらず表彰を受け、表彰式において利害関係者から飲食物の提供並びに当該表彰に係る賞金及び賞品の贈与を受けること
- 3 第 1 項の規定の適用については、役職員（同項第 9 号に掲げる行為にあつては第三者。以下この項において同じ。）が利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該役職員は、当該利害関係者から当該

対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第7条 役職員は、私的な関係（役職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 役職員は、前項の公正な職務の執行に対する社会の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者又は倫理監督者代行に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者等との接触の規制)

第8条 役職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 役職員は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者以外であっても、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(役職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第9条 役職員は、協会の他の役職員の第6条又は前条の規定に違反する行為によって当該他の役職員（第6条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 役職員は、協会において役職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは協会に属する役職員が法若しくは法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理監督者は、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出)

第10条 役職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食する場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督者が定める事項を飲食届出書（様式第1号）をもって倫理監督者又は倫理監督者代行に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ

届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

- (1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食するとき
- (2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

(講演等に関する規制)

第 11 条 役職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演をしようとする場合は、講演等届出書(様式第 2 号)をもって、あらかじめ倫理監督者又は倫理監督者代行に届け出なければならない。

(倫理監督者への相談)

第 12 条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第 6 条第 1 項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者又は倫理監督者代行に相談するものとする。

(適正な事務処理の確保)

第 13 条 役職員は、法令等に基づき適正に事務処理がなされているかどうか、常に点検を行い、不適正な事務執行の未然防止に努めなければならない。

(贈与等の報告)

第 14 条 役職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と職員の関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として別途定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において協会の役職員であつた場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価格が一件につき五千円を超える場合に限る。)は、1 月から 3 月まで、4 月から 6 月まで、7 月から 9 月まで及び 10 月から 12 月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書(様式第 3 号)を、当該四半期の翌四半期の初日から 14 日以内に、倫理監督者又は倫理監督者代行に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価値
- (2) 当該贈与等により利益を受け又は当該報酬の支払を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住

所

(4) 前三号に掲げるもののほか別途定める事項

(所管)

第 15 条 この規程の所管は、総務部とする。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、事務総長の決定をもって行う。

附 則

この規程は、2023 年 6 月 7 日から施行する。